

南あわじ市保育所のあり方検討委員会傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 委員長は委員会を傍聴しようとする者が、委員会の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までに、先着順に傍聴整理簿（様式第1号）に自己の氏名、住所、電話番号等を記入し、受け付けしたときは、第3条の定員の範囲内で傍聴章（様式第2号）を交付する。

2 傍聴章は、交付当日に限り有効とする。

3 傍聴章の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、委員会の傍聴を終え、退場する時は、傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 委員会の傍聴席の定員は、10人とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) はち巻き、腕章又はゼッケンを着用し、若しくは旗又はのぼり等を掲出している者

(4) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の順守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を順守しなければならない

(1) みだりに傍聴席を離れたり、不体裁な行為をしたりしないこと。

(2) 委員会での言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 携帯電話等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼び出し音が鳴らないようにすること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、委員会において、写真撮影、録画、録音、通信等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年9月12日から施行する。

様式第 1 号

傍聴整理簿

南あわじ市保育所のあり方検討委員会(第 回)

平成 年 月 日

番号	氏名	住所	電話番号	章の返還
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第 2 号

南あわじ市保育所のあり方検討委員会(第 回)

開催日：平成 年 月 日()

傍聴章

—
この章は、上記開催日のみ有効です。